

退職後に傷病手当金請求をされる方へ

下記に該当される方は、退職後も労務不能状態が続いた場合、引続き傷病手当金（継続給付）を請求する権利があります。

- ① 退職日に労務不能であること。
- ② 退職日の前日までに連続3日以上労務不能期間があること。
- ③ 既に傷病手当金を受給されている、もしくは受給できる状態（※1）にある方。
- ④ 退職日まで健康保険に継続して1年以上の被保険者期間があること。

退職後も傷病手当金を継続して受給するためには、被保険者期間が最低1年間続いている必要があります。1日でもブランクがあった場合は対象にはなりません。

但し、会社が違って1年間継続して被保険者（※2）であれば、対象となります。

（※1）受給できる状態とは、労務不能状態で会社を休んでいたが有給等を使用しており、会社から給与が出ていたため、傷病手当金が支給停止されている状態。

（※2）当組合に限らず、他の健保組合の被保険者期間も含めます。但し、共済組合の組合員及び任意継続期間は含まれません。

【注意事項】

- ① 継続給付は、断続して受けられません。いったん就労して、傷病手当金が不支給となった場合は、その後再び労務不能となっても傷病手当金は支給されなくなります。
- ② ハローワークへ求職の申込をされた時点で、傷病手当金の支給はなくなります。
- ③ 傷病手当金を受けられる期間が残っていても、同時に厚生年金保険法による障害厚生年金（国民年金の障害基礎年金も含む）を受けられるようになったときには、傷病手当金は打ち切られます。

また、資格喪失後の継続給付受給者が老齢厚生年金等を受給している場合は、傷病手当金は支給されません。

ただし、いずれの場合も年金等の額が傷病手当金の額を下回るときは、その差額が支給されます。（年金振込通知書等のコピーをご提出ください。）

- ④ 医師の許可を得て、軽い就労（アルバイト等）をされた場合は、傷病手当金日額との調整支給となります。（給与明細等のコピーをご提出ください。）
- ⑤ 傷病手当金請求書は1ヶ月毎にご提出ください。
- ⑥ 傷病手当金請求書と共に「療養・日常生活状況報告書」のご提出もお願いします。
- ⑦ 退職後、任意継続している場合は、上記の法定給付（通算1年6ヶ月）後、引き続き6ヶ月の間で仕事を休み給料等をもらえない時には、延長傷病手当金（付加給付）を請求できます。延長傷病手当金は暦日で6ヶ月です。注意事項は、上記①～⑥記載同様です。

（裏面：健保連絡先）

大陽日酸健康保険組合

〒142-0062

東京都品川区小山 1-3-26 東洋ビル 4階

Tell 03-5788-8132 Fax 03-5788-8728

Email U311000@tn-sanso.co.jp

HP <http://www.taiyonissan-kenpo.or.jp>